



企業結合規制の見直しに対する意見

フレッシュフィールドズブルックハウステリナー法律事務所

2011年4月4日

弁護士 中尾雄史
同 伊藤多嘉彦
同 山田香織
同 脇谷美歩
同 小口明子

住所 〒107-6336
東京都港区赤坂 5-3-1 赤坂 Biz タワー 36階
電話 03 3584 8500
FAX 03 3584 8501

1. はじめに

当事務所は、主として外国企業の観点から企業結合規制の見直し案に対する意見を提出させていただきます。以下では、まず、本改正案につき評価すべきと考える点、次に、本改正案につき改訂する必要があると考える点、最後に、今次改正事項以外の事項であって、さらなる検討が必要とされると考える点を、それぞれ指摘させていただきます。

2. 本改正案の評価すべき点

- (a) 意見書又は審査に必要と考える資料を提出することができることの規則化（第7条の2）
- (b) 報告等の要請を行う際には、その報告等を求める趣旨について報告等要請書の中に記載するものとしたこと（第8条）

- (c) 事前通知をしない旨を書面で通知する制度の新設（第9条）
- (d) 禁止期間の短縮を認めることができる場合の拡大
- (e) 10%超20%未満の議決権保有の会社に関する記載の削除
- (f) 議決権の割合が50%超の場合、および「議決権の割合が20%を超え、かつ、当該割合の順位が単独で第1位となる場合」以外は、通常、結合関係が形成・維持・強化されない場合が多いとしたこと

3. 本改正案につき改訂する必要があると考える点

3.1 企業結合審査の対象範囲

- (a) 運用指針改正案は、第1, 1 (1) イを改正し、同ア以外の場合については「通常、企業結合審査の対象とはならない場合が多い」ことを明記しました。しかしながら、届出様式第4号2 (3) は、企業結合集団に属する会社等で見つかった議決権の割合が20%を超えるものは、一律に含めて記載することを求めています。届出様式の記載を見て、企業結合規制の審査対象となるものを識別する必要があることは理解できますが、他方で、単独で第1位の場合以外の場合には、届出会社として必要なデータの入手に困難を伴うことも理解いただきたいと思います。グループで見つかり支配していない会社の市場におけるデータの記載・提出を届出会社に求めることは、国際的に関心が高まっているガン・ジャンピングのリスクを高めるおそれもあります。
- (b) そこで、議決権の割合が20%を超えたとしても、単独で第1位の場合以外であってデータの入手に困難を伴う場合は、その記載を省略することを認めていただくよう、引き続き弾力的な対応を求めたいと思います。
- (c) なお、運用指針改正案第1, 1 (1) は、株式取得を通じて結合関係が形成・維持・強化されるか否かを評価する上での基準として規定されていますが、これは同時に、既に株式保有を通じて結合関係が形成されているか否かを判断する基準としての意味も付与されていると理解しております。「当事会社グループ」の捉え方はこの理解でよいのか、第2の柱書きにおいて明示するよう求めたいと思います。

3.2 記述が不明確である点

- (a) 企業結合審査は、結合関係が形成・維持・強化される会社等を対象として行われるものと理解しておりますが、その際には、当事会社と既に結合関係が形成されている会社等を含めた「当事会社グループ」を対象として審査する

こととなります。しかしながら、このことは、第1, 1 (1) イの判断要素の (キ) において「当事会社と既に結合関係が形成されている会社を含め」ることと記載されているのみなので、分かりにくいと思います。

- (b) そこで、例えば、(キ) を削除した上で、以下のように記述を整理することを提案します（傍線部分を追加）。

「前記ア以外の場合については、通常、結合関係が形成・維持・強化されることとはならず、したがって、企業結合審査の対象とはならない場合が多いと考えられるが、次に掲げる事項を考慮して結合関係が形成・維持・強化されると判断される場合には、企業結合審査の対象になる。その際、当事会社と既に結合関係が形成されている会社を含めた当事会社グループが企業結合審査の対象になる。なお、議決権保有比率（定義略）が10%以下又は議決権保有比率の順位が第4位以下のときは、結合関係が形成・維持・強化されず、企業結合審査の対象とならない。」

- (c) また、共同での議決権行使の場合が含まれることを明確化するため、(カ) の協定に（議決権の共同行使・ジョイントコントロールの場合など）とする例示を加えるべきと考えます。

3.3 禁止期間の短縮

- (a) 対応方針案5 (2) は、「独占禁止法上問題がないとして...事前通知をしない旨の通知をする」との対応を採る場合で、かつ、届出会社から禁止期間の短縮の申し出があった場合には、公正取引委員会が事前通知をしない旨の通知をするとともに、禁止期間を短縮することとしています。
- (b) 一方、運用指針案（付）は、「①...制限することとはならないことが明らかな場合...前記第4の1 (3) および第5の1 (3) に該当する案件については、これに該当する場合が多いと考えられる」と記載しているため、第4と第5に掲げられたセーフハーバーに該当しない場合には、期間短縮の要件に該当しない場合があるとの誤解が生ずるおそれがあります。このため、運用指針案の記述を、対応方針案の記述に合わせるべきと考えます。
- (c) また、運用指針案の柱書では、「原則として...認めることができる」との記述になっています。独占禁止法上問題がない以上、当事者から短縮申請があったにもかかわらず、短縮が認められない場合は想定しがたいので、「原則として」の削除を求めます。
- (d) 運用指針案（付）②は、単に「届出会社が申し出た場合」と表記されていますが、「届出会社が書面で申し出た場合」と改訂すべきと考えます。

3.4 届出様式にて情報を求める対象につき、グループ基準に徹底すること

- (a) 「法第10条第2項の規定による株式取得に関する計画届出書」（様式第4号）案は、従前の届出様式と同様、2（4）において、「届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等」の記載を求めています。
- (b) しかしながら、外国企業がかかわる企業結合においては、届出会社となる株式取得会社を買収の目的のために設立されたヴィークル・カンパニーであることが多いため、「届出会社」に限定した情報を記載する意味がありません。したがって、「届出会社」ではなく「届出会社の属する企業結合集団に属する会社等」を対象として記載するようにすべきと考えます。
- (c) また、同様の理由から、3（4）においても、「商品又は役務の種類別の年間事業実績等」の情報を求める対象につき、「株式発行会社」ではなく「株式会社及びその子会社」に改めるべきと考えます。
- (d) さらに、「届出会社との関係」を記載させることは、上記の理由により意味がありませんので、すべての箇所から削除すべきと考えます。
- (e) また、「届出会社と株式発行会社との間で共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務」についても、情報の提供を求める対象を「届出会社」と「株式発行会社」のみに限定する意味はありません。この点も、「届出会社の属する企業結合集団」及び「株式会社及びその子会社」とすべきと考えます。

3.5 企業の総販売金額に占める対象商品の割合は基準とすべきでないこと

- (a) 「記載上の注意事項」4のウにおいては、「届出会社及び株式発行会社の（国内の）市場における地位」に関する記載につき、「供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は、販売金額が多いもの等主要なものについて比較して記載すること」とした上で、その「主要なもの」として「総販売金額に占める割合が10%以上のもの」という基準を設けています。
- (b) しかしながら、当該企業の売上に占める当該商品の割合は企業結合審査基準とは無関係であり、この基準は削除すべきと考えます。同じことは、注意事項3（5）イにも当てはまります。
- (c) なお、「国内売上高が30億円を超えるものに限る」と限定する点については（例えば、届出様式第4号2（2）イ）、4の「市場における地位」に関する記載の範囲と整合性が採れていません。ここは、統一性を図るべきと考えます。

3.6 国際市場の認定について

- (a) 運用指針案において、「(2) 国境を越えて地理的範囲が画定される場合についての考え方」が拡充されたにもかかわらず、届出様式第4号4においては、従前どおり「国内の市場における地位」を記載することとされています。
- (b) 運用指針案が上記のように拡充された以上、届出会社が日本よりも広い市場が成立すると判断する場合に、届出様式に国内の市場のデータしか記載できないのでは、統一性に欠けると思います。そこで、届出会社が、国境を越えて地理的範囲が画定されるべきと判断する場合には、それが可能となるよう、4を「国内の市場における地位」ではなく、単に「市場における地位」と表記することを求めます。

4. 今次改正事項以外の事項であって、さらなる検討が必要とされると考える点

4.1 問題点解消措置に関する指針の作成

- (a) 法10条9項1号は、事前相談制度の活用を前提とする制度であり、正式届出後に問題点解消措置を提出する場合には活用できないこととなります。この点はいずれ法改正がなされるものと思料いたしますが、それまでの間、正式届出後における問題点解消措置に関するより詳細な指針が必要であると考えます。対応方針4は、「問題解消措置...の申出を含む」とあるので、申出ができることは分かりますが、どの時点で行うことができるのか、どのような書類を提出する必要があるのかなどを記述した指針が必要であると考えます。
- (b) また、届出会社が問題点解消措置として資産の一部を売却する旨を公正取引委員会と合意するに至る手続や、当該問題点解消措置を実施する過程で、どのような報告ないし承認を得る必要があるのか（どの程度の変更であれば改めて承認を得る必要がないのか）などの点も明らかにされる必要があります。売却対象や買い手の条件に関する合意内容が明確でなければ、オークションの実施が難しくなるという問題が生まれます。
- (c) そこで、我が国においても、届出会社が問題点解消措置を申し出る際に必要とされる事項や資料、問題点解消措置の実施に関する当局の関与の手続を示した指針が作成され、それに沿って問題点解消措置を有効活用するという実務を確立することが必要と考えます。

4.2 届出様式の一本化の検討

- (a) 現在、規則において、7つの届出様式が定められております。しかしながら、昨今の国際的企業結合においては、株式の移転や交換、合併等の複数の行為の組み合わせによることが増えています。また、株式取得会社をどこにするか等、最終段階にならないと決まらないケースも見られるようになりました。このような状況の中、届出様式が条文ごとに細かく分かれていることによる実務上の不便が生じております。企業結合審査に必要とされる情報は企業結合の形式によっては左右されないはずである以上、いずれの様式で届出をするかによって記載する情報に差異を設けるべきではないと考えます。そこで、将来的にはこれを一本化し、いずれの形態の企業結合であっても、同一の様式にて、同一の情報を記載して届出できるようにすることが必要と考えます。

以 上